

道央自動車道
ルルマップ川橋床版取替検討

特記仕様書（案）

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社
北海道支社 北広島管理事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

- 1-1-1 調査等名 道央自動車道 ルルマップ川橋床版取替検討
 1-1-2 道路名 道央自動車道
 1-1-3 履行箇所 自) 札幌市 厚別区 上野幌 (札幌南 I C)
 至) 北海道 千歳市 泉沢 (千歳 I C)

1-1-4 橋梁形式

橋梁名	橋梁形式	橋長	備考
ルルマップ川橋 上下線	鋼3径間連続非合成鈹桁 + 鋼2径間連続非合成鈹桁 + 2 @ RC 4径間連続中空床版桁	271.350m	床版取替設計
中の沢橋 下り線	鋼2径間連続非合成鈹桁 + 2 @ RC 3径間連続中空床版桁	164.650m	床版取替設計
漁川橋 下り線	鋼4径間連続非合成鈹桁	151.150m	床版取替設計

1-1-5 主な履行内容

項目	数量	備考
現地踏査	1 式	
床版取替設計		
鋼2径間連続非合成鈹桁橋	2 連	ルルマップ川橋 (上り線: P3~P5) 中の沢橋 (下り線: A1~P2)
鋼3径間連続非合成鈹桁橋	2 連	ルルマップ川橋 (上下線: A1~P3)
鋼4径間連続非合成鈹桁橋	1 連	漁川橋 (下り線: A1~A2)
既設鋼桁照査 (L R) A	1 式	ルルマップ川橋 (上り線: P3~P5)
既設鋼桁照査 (L R) B	1 式	中の沢橋 (下り線: A1~P2)
既設鋼桁照査 (L R) C	1 式	ルルマップ川橋 (上下線: A1~P3)
既設鋼桁照査 (L R) D	1 式	漁川橋 (下り線: A1~A2)
維持修繕設計		
伸縮装置取替設計	11 枚	
附帯工設計		
詳細図作成	24 枚	
渡り線設計	0.85 km	
道路施設設備設計	1 式	
設計打合せ	1 式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

1-3 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-13-1「着手日」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことが出来る全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことが出来るが、現地踏査や打合せを行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書（別紙1-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から420日間まで

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間まで

1-4 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書 1-12-4「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

（1）受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-15-1「資料の貸与」に示す貸与資料の一覧は以下に示すとおりとする。

なお、設計を行うため資料の復元等を要する場合は、監督員と協議し定めるものとする。

貸与資料	内容	貸与予定日
工事完成図面	ルルマップ川橋、中の沢橋、漁川橋の工事完成図面	契約保証取得後 貸与
建設時設計成果品	ルルマップ川橋、中の沢橋、漁川橋の設計成果品	
耐震補強設計報告書	「中の沢橋耐震補強設計」（中の沢橋）「白石高架橋耐震補強設計」（漁川橋、ルルマップ川橋）の報告書等 「大谷地高架橋耐震補強工事」の成果品	
床版取替基本設計報告書	「ママチ川橋床版取替検討」（中の沢橋（鋼桁補修）） 「島松川橋床版取替検討」（漁川橋）の報告書等	
床版取替工事における既設鋼桁照査に関する参考資料	—	

1-6 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無は下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書 1-16「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。

また、本業務の検討内容に応じて必要な協議を追加・変更する場合がある。

下記協議は、当該設計の内容に応じて関係者等と協議することとしているため、協議等の進捗状況を監督員に適宜確認するものとする。

（1）規制関係

位置	道路名	管理者名	必要協議	備考
札幌南 IC ～千歳 IC	道央自動車道	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制等協議	

(2) 道路関係

位置	路線名	管理者名	必要協議	備考
ルルマップ川橋	国道 36 号	国土交通省	道路占用協議、 近接施工協議	
	私道			
	管理用道路	北海道、恵庭市、石狩東部 広域水道企業団		
中の沢橋	市道大曲団地 2 号線	北広島市		
漁川橋	認定外道路	恵庭市		
		石狩東部広域水道企業団		

(3) 河川・水路関係

位置	河川・水路名	管理者名	必要協議	備考
ルルマップ川橋	ルルマップ川	北海道	河川協議	一級河川
中の沢橋	中の沢川	北広島市		準用河川
漁川橋	漁川	北海道		一級河川

(4) 電力・通信施設関係

位置	種別	管理者名	必要協議	備考
札幌南 IC ～千歳 IC	光通信ケーブル	KDDI ㈱ 東日本高速道路㈱	施工時の制約範 囲確認、移設等 検討協議	
	メタル通信ケーブ ル・電源ケーブル	東日本高速道路㈱		
中の沢橋	道路照明・電力線	北海道電力㈱		橋梁下架空線

(5) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書 1-14-1 「作業計画書の提出」に示す作業計画書の計画工程表の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。また、共通仕様書 1-9-4 「照査計画の作成」に定める照査計画を盛り込むこととする。

なお、作業単位の設定は、次を標準とするが、計画工程表の提出にあたって監督員と受注者との協議のうえ決定するものとする。

種別	工種	作業単位	備考
現地踏査	—		
床版取替設計	鋼 2 径間連続非合成鈹桁橋 A	ルルマップ川橋（上り線）	P3～P5
	鋼 2 径間連続非合成鈹桁橋 B	中の沢橋（下り線）	A1～P2
	鋼 3 径間連続非合成鈹桁橋 A	ルルマップ川橋（上り線）	A1～P3
	鋼 3 径間連続非合成鈹桁橋 B	ルルマップ川橋（下り線）	A1～P3
	鋼 4 径間連続非合成鈹桁橋 A	漁川橋（下り線）	A1～A2
既設鋼桁照査（L R）	既設鋼桁照査（L R） A	ルルマップ川橋（上り線）	P3～P5
	既設鋼桁照査（L R） B	中の沢橋（下り線）	A1～P2
	既設鋼桁照査（L R） C	ルルマップ川橋（上り線）	A1～P3
	既設鋼桁照査（L R） D	漁川橋（下り線）	A1～A2
維持修繕設計	伸縮装置取替設計 A	ルルマップ川橋（上下線）	
	B	中の沢橋（上下線）	
	C	漁川橋（上り線）	
附帯工設計	詳細図作成	ルルマップ川橋（上下線）	
	渡り線設計	中の沢橋（下り線）	
	道路施設設備設計	漁川橋（下り線）	
設計打合せ	—	—	

1－7－2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書 1－2 2 「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、打合簿に添付するものとする。

なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1－3 0－1 「契約変更」に準じた協議のうえ、必要に応じ共通仕様書 1－1 4－3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。

1－8 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1－2 2 「打合せ」にあたっては、打合せ前に打合せ項目を整理すると共に、打合せ終了後、速やかに調査等打合簿（共通仕様書様式第 1－4 号）を作成し、監督員に記載事項についての確認を得るものとする。

清書した調査等打合簿は、電子メールによる伝達とし、受注者は受領欄に押印したうえで、発議者に電子メールでの返送のうえ、保管するものとする。

1－9 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1－4 4－1 「工事記録情報」の規定に従って、「工事記録収集システム」へのデータ入力を行うものとする。また、業務完了までに、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」を監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、「工事記録情報チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。また、照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い、速やかに修正を行うものとする。

工事記録収集システムに関する問い合わせ先は、当社が協定締結した「保全点検業務等の実施に関する協定」に規定する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1－1 0 三者協議会について

本調査等の成果による発注工事（以下、「予定工事」という。）において、監督員及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に係わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下、「三者協議会」という。）」を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途監督員、予定工事の受注者および受注者との協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定する協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の概要

本業務は、「設計要領第二集 橋梁保全編」及び本特記仕様書1-5「資料の貸与」に示す貸与する既存資料の設計条件を整理するとともに、鋼橋の既設RC床版の床版取替に伴うプレキャストPC床版の基本設計並びに、現行活荷重及び死荷重変更等による既設鋼桁橋の設計照査（支承含む）、発生応力度が許容値を満足しない場合に既設鋼桁照査（Load rating）（以下、「LR」）の実施、床版取替工事の発注用図面作成及び対面通行規制に係る渡り線の設計を行うものである。

2-2 現地踏査

現地踏査は、本業務に必要な現地状況を把握するものであり、特に既設橋梁・高架の横過する道路、河川等の状況及び近接構造物に留意しなければならない。なお、監督員から貸与する資料と現地状況に相違がある場合は、速やかに監督員に報告するものとする。

2-3 床版取替設計

床版取替設計とは、鋼橋の既設RC床版の取替に伴うプレキャストPC床版の基本設計、床版取替時の施工計画検討、現行活荷重及び床版取替後の死荷重変更等に伴う既設鋼桁橋（支承含む）の設計照査を行うものをいう。なお、床版取替は橋軸直角方向に分割（半断面）施工とした場合の施工計画検討とする。交通運用計画等変更が生じた場合には監督員から別途指示するものとし、変更に伴う増加費用については監督員と協議するものとする。

2-3-1 設計種別

種別	類似区分 ※1	数量	設計条件	設計区分 ※2
床版取替設計 鋼2径間連続非合成鈹桁橋 A	A	1連	対象橋梁： ルルマップ川橋（上り線：P3～P5） 桁 長： 50.9m 有効幅員： 11.3m 設計活荷重： B活荷重（TL-20 より変更）	基本設計
床版取替設計 鋼2径間連続非合成鈹桁橋 B	A	1連	対象橋梁： 中の沢橋（下り線：A1～P2） 桁 長： 56.5m 有効幅員： 11.3m 設計活荷重： B活荷重（TL-20 より変更）	基本設計
床版取替設計 鋼3径間連続非合成鈹桁橋 A	A	1連	対象橋梁： ルルマップ川橋（上り線：A1～P3） 桁 長： 76.1m 有効幅員： 11.3m 設計活荷重： B活荷重（TL-20 より変更）	基本設計
床版取替設計 鋼3径間連続非合成鈹桁橋 B	E	1連	対象橋梁： ルルマップ川橋（下り線：A1～P3） 桁 長： 76.1m 有効幅員： 11.3m 設計活荷重： B活荷重（TL-20 より変更）	基本設計
床版取替設計 鋼4径間連続非合成鈹桁橋 A	D ※3	1連	対象橋梁： 漁川橋（下り線：A1～A2） 桁 長： 150.9m 有効幅員： 11.3m 設計活荷重： B活荷重（TL-20 より変更）	基本設計

※1 類似区分：共通仕様書5-7-6「類似構造物の取扱いによる設計区分」に示す。

※2 設計区分：既存橋梁建設時設計資料に基づいて共通仕様書5-7-3「基本設計」に示す設計をいう。

※3 準用する設計計算等は本特記仕様書1-5「資料の貸与」に示す「島松川橋床版取替検討」（漁川橋）の報告書とする。

2-3-2 計画概要書

計画概要書には、共通仕様書5-7-3「基本設計」の規定による他、次の検討事項を記載するものとする。

- (1) 設計荷重変更に伴う上部工の照査結果
- (2) 既設床版撤去及び新設床版設置の概略施工順序、施工方法及び留意事項
- (3) 既設床版の撤去及び新設床版設置における門型クレーン規模、配置位置等の検討

2-3-3 設計内容

床版取替設計において実施する内容は下表のとおりとする。

項目	内容		備考	設計区分
床版取替設計	主構造等	・プレキャストP C床版及び壁高欄の設計、数量算出及び図面作成	既設構造物の撤去、再設置に必要な数量算出、図面作成を含む	基本設計
	付属物	下記に示す項目の設計、数量算出及び図面作成 ・床版下面、桁端部のコンクリート表面保護 ・床版防水工・舗装（擦り付け含む） ・伸縮装置、排水装置、検査路、橋名板、橋歴板、飛雪防止柵、はく落対策 ・通信管路 ・防護柵（擦り付け部） ・その他付属物		

2-3-4 設計照査

設計照査とは、半断面施工による施工時（床版撤去・架設時）、鋼橋の新設プレキャストP C床版設置後、現行の設計要領を用いて既設鋼桁橋及び支承、反対車線の3車線運用時の応力照査を行うものをいう。

2-4 既設鋼桁照査（L R）

2-4-1 適用

既設鋼桁照査（L R）とは、鋼橋の既設R C床版の取替えを実施するにあたり、活荷重及び死荷重等による既設鋼桁の照査を行うものである。

2-4-2 照査の内容

本特記仕様書2-3「床版取替設計」において、道路橋示方書（平成24年）に基づいて床版取替後の既設鋼桁の照査を実施し、発生応力度が許容値を満足しない場合に既設鋼桁照査（L R）を実施するものとする。なお、道路橋示方書（平成24年）に基づく既設鋼桁の照査に要する費用は床版取替設計に含むものとする。

既設鋼桁照査（L R）では、「床版取替工事における既設鋼桁照査に関する参考資料」に基づいて、L Rを用いた主桁の耐荷性能評価を行い主桁補強の要否を判定し監督員に報告するものとする。

2-4-3 内訳書の区分

既設鋼桁照査（L R）の内訳書の区分は、下表のとおりとする。

種別	数量	設計条件	備考
既設鋼桁照査（L R）A	1 式	対象橋梁：ルルマップ川橋（上り線：P3～P5） 鋼2径間連続非合成鈑桁橋 設計長：50.9m 有効幅員：11.3m	1 連
既設鋼桁照査（L R）B	1 式	対象橋梁：中の沢橋（下り線：A1～P2） 鋼2径間連続非合成鈑桁橋 設計長：56.5m 有効幅員：11.3m	1 連
既設鋼桁照査（L R）C	1 式	対象橋梁：ルルマップ川橋（上り線：A1～P3） 鋼3径間連続非合成鈑桁橋 設計長：76.1m 有効幅員：11.3m	1 連

種別	数量	設計条件	備考
既設鋼桁照査（LR）D	1 式	対象橋梁：漁川橋（下り線：A1～A2） 鋼4 径間連続非合成鈑桁橋 設計長：150.9m 有効幅員：11.3m	1 連

2－5 維持修繕設計

2－5－1 伸縮装置取替設計

伸縮装置取替設計とは、共通仕様書 7－3－3「設計内容」の規定に準じて行うものとし、設計内容等は以下のとおりとする。

対象 構造物		数量	設計内容	設計区分	同一種類の適用	内訳書の項目	既設 形式
ルルマップ川橋 （上り線）	A2	1 枚	伸縮継手	詳細設計	基本となる設計	伸縮継手 A	埋設
	P9	1 枚	伸縮継手	詳細設計	A2 橋台を適用	伸縮継手 C	埋設
ルルマップ川橋 （下り線）	A2	1 枚	伸縮継手	詳細設計	上り線を適用	伸縮継手 C	埋設
	P9	1 枚	伸縮継手	詳細設計	上り線を適用	伸縮継手 C	埋設
中の沢橋 （上り線）	A1	1 枚	伸縮継手	詳細設計	基本となる設計	伸縮継手 A	鋼製
	P2	1 枚	伸縮継手	詳細設計	A1 橋台を準用	伸縮継手 B	鋼製
	P5	1 枚	伸縮継手	詳細設計	P2 橋脚を適用	伸縮継手 C	埋設
	A2	1 枚	伸縮継手	詳細設計	A1 橋台を適用	伸縮継手 C	埋設
中の沢橋 （下り線）	P5	1 枚	伸縮継手	詳細設計	上り線を適用	伸縮継手 C	埋設
	A2	1 枚	伸縮継手	詳細設計	上り線を適用	伸縮継手 C	埋設
漁川橋 （上り線）	A2	1 枚	伸縮継手	詳細設計	基本となる設計	伸縮継手 A	埋設

なお、上表に示す同一種類の準用・適用について詳細設計に基づき変更を要する場合は、監督員と協議し定めるものとする。

2－6 附帯工設計

2－6－1 詳細図作成

詳細図作成とは、共通仕様書 5－5－4「詳細図作成」の規定に準じて行うものとし、種別及び設計内容等は以下のとおりとする。

詳細図の作成には規制計画の検討を含むものとし、①準備工（路面標示工・渡り線舗装改良等）、②対面通行規制（半断面施工）について監督員と協議のうえ設計し、詳細図作成、数量算出を行うものとする。

種別	作成図面	図面の区分	数量	備考
詳細図作成	対面通行規制図	簡単	8 枚	
	対面通行車線運用計画図	簡単	8 枚	
	対面通行規制横断図	簡単	8 枚	

2－6－2 渡り線設計

渡り線設計とは、共通仕様書 5－5－9「道路等概略設計時等を行う概略附帯工設計」の規定により、2－6－1 で検討した規制計画に基づき設計するものとし、種別及び設計条件等は下表のとおりとする。

なお、渡り線とは、上下4車線（片側2車線）の高速道路において、土工部中央分離帯に仮舗装等を行い、一般通行車線を施工側方向に1車線及び反対側方向に3車線を確保する4車線運用に要する、対面通行運用を図るための連絡路をいう。

種別	開口予定箇所（開口部位置）	延長	幅員	区分	備考
渡り線設計	K P S 21. 000 ～K P S 21. 150	150m	3. 25 m	工 事 用 道 路 概 略 設 計 A相当	ルルマップ川橋 （上り線施工時） （下り線施工時）
	K P S 21. 700 ～K P S 21. 850	150m	3. 25 m		
	K P S 12. 800 ～K P S 12. 900	100m	3. 25 m		中の沢橋 （下り線施工時）
	K P S 13. 250 ～K P S 13. 400	150m	3. 25 m		
	K P S 27. 000 ～K P S 27. 150	150m	3. 25 m		漁川橋 （下り線施工時）
	K P S 27. 600 ～K P S 27. 750	150m	3. 25 m		

2-6-3 道路施設設備設計

道路施設設備設計とは、本線上の光通信ケーブル、メタル通信ケーブル、電源ケーブル等の設計を行うことをいう。

（1）適用する共通仕様書

道路施設設備設計は、「施設工事調査等共通仕様書（令和8年7月）」第4章機械・電気・通信工事設計の関係各項の規定に従うものとする。

（2）設計内容

道路施設設備設計において実施する内容は、次表のとおりとする。

種別	数量	設計区分※	区分	内容
道路施設 設備設計	1 式	詳細設計	通信線路工事設 計	①床版取替時等に支障となる光通信ケーブル、 メタル幹線ケーブル、電源ケーブル、自発光 スノーポール等を仮移設又は撤去する設計 ②仮移設した上記①を移設（復旧）する設計 区間 1（ルルマップ川橋）： 光ケーブル S19. 152kp～S22. 152kp（下り線 中分） L1-1 =3. 000km メタルケーブル S20. 902kp～S21. 152kp（下り線 中分） S21. 652kp～S21. 902kp（下り線 中分） L1-2 =0. 500km スノーポール S21. 700kp～S21. 850kp（上下共有 中分） S21. 000kp～S21. 150kp（上下共有 中分） S21. 450kp～S21. 600kp（下り線 中分） S21. 250kp～S21. 600kp×2（上下線 路肩） L1-3 =1. 150km 区間 2（中の沢橋）： 光ケーブル S12. 277kp～S14. 152kp（上り線 中分） L2-1 =1. 875km メタルケーブル S13. 152kp～S13. 402kp（上り線 中分） L2-2 =0. 250km スノーポール S13. 250kp～S13. 400kp（上下共有 中分） S12. 800kp～S12. 900kp（上下共有 中分） S12. 900kp～S13. 150kp（下り線 路肩） L2-3 =0. 500km 電源ケーブル(路温計) S12. 900kp～S13. 116kp（下り線 路肩） L2-4 =0. 216km 区間 3（漁川橋）： 光ケーブル S26. 152kp～S27. 803kp(上り線 中分) L3-1=1. 651km メタルケーブル S26. 802kp～S27. 803kp（上り線 中分） L3-2 =1. 001km スノーポール S27. 600kp～S27. 750kp（上下共有 中分） S27. 000kp～S27. 150kp（上下共有 中分） S27. 300kp～S27. 500kp（下り線 路肩） L3-3 =0. 500km 計＝10. 643km

※ 設計区分：施設工事調査等共通仕様書 4－2－2 「詳細設計」に示す設計をいう。

2-7 設計打合せ

設計打合せは、下記のとおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、東日本高速道路株式会社 北海道支社 北広島管理事務所で行うものとする。
ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。
- (3) 打合せ回数は、当初打合せ、業務内容確認検査及び完了検査を含め7回とする。なお、当初打合せは現地踏査に含むものとし、別途支払は行わない。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議し定めるものとする。
- (5) 打合せ方式について、対面式からオンライン方式に変更となった場合の費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2-8 電算機使用料

電算機使用料とは、本業務で実施する床版取替設計や既設鋼桁照査（LR）に必要な電算機使用料をいう。内訳書の項目の区分は下表のとおりとする。

内訳書の項目	数量	備考
床版取替設計 電算機使用料 （鋼2径間連続非合成鈹桁橋）	1式	ルルマップ川橋（上り線：P3～P5） 中の沢橋（下り線：A1～P2）
床版取替設計 電算機使用料 （鋼3径間連続非合成鈹桁橋）	1式	ルルマップ川橋（上り線：A1～P3） ルルマップ川橋（下り線：A1～P3）
床版取替設計 電算機使用料 （鋼4径間連続非合成鈹桁橋）	1式	漁川橋（下り線：A1～A2）
既設鋼桁照査（LR）電算機使用料 （鋼2径間連続非合成鈹桁橋）	1式	ルルマップ川橋（上り線：P3～P5） 中の沢橋（下り線：A1～P2）
既設鋼桁照査（LR）電算機使用料 （鋼3径間連続非合成鈹桁橋）	1式	ルルマップ川橋（上り線：A1～P3）
既設鋼桁照査（LR）電算機使用料 （鋼4径間連続非合成鈹桁橋）	1式	漁川橋（下り線：A1～A2）

2-9 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、打合せが対面式からオンライン方式に変更になった場合や業務に大幅な変更が生じた場合の費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2-10 成果品

成果品は、共通仕様書1-45「成果品」の規定によるものとし、報告書（紙）の表紙は、黄色、黒文字製本とする。

2-11 クマ対策に係る費用

2-11-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2-11-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ等

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2-11-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

① クマ対策毎の実施数量及び実施期間

② 実施状況が確認できる資料

③ 支払実績が確認できる資料

※ 熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

第3章 補足事項

3-1 設計図書の変更及び追加について

床版取替設計、既設鋼桁照査（LR）、附帯工設計、工事発注用図面作成等の実施に伴い、業務内容の変更または追加する場合があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとする。この場合の費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

- (1) 現地踏査に伴う構造物補修設計の追加
- (2) 照査及び対策検討結果に伴う維持修繕設計の追加
- (3) 関係機関との協議に伴う図面の追加
- (4) 詳細図作成及び図面修正の区分、数量の変更及びこれに伴う数量計算の変更及び追加
- (5) 道路橋示方書（平成24年）に基づく既設鋼桁照査で許容値を満たした場合は、既設鋼桁照査（LR）の対象範囲を減ずる場合がある。
- (6) 既設鋼桁照査（LR）の結果に基づいて、既設鋼桁の補強設計を追加する場合がある。

以上

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

（調査等名）

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2-1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

2-2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

3-1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3-2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3-3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

（3-2. 受注者が設定した業務の終期）

以 上